平成２７年（フ）第６２４６号
東京都文京区根津２丁目10―４―103
債務者　塚本　　豊
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２４８号
東京都三鷹市中原３丁目12―６―307
債務者　大内　信子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２５０号
東京都荒川区町屋６丁目22―２―401
債務者　後藤　千万
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２５３号
東京都北区滝野川３丁目75―15―408
債務者　安達　經夫
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２５４号
東京都杉並区方南１丁目50―27　古峰方
債務者　古峰　美紀（旧姓松江）
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２５７号
東京都江東区塩浜２丁目13―７―２Ｆ
債務者　吉村　幸枝
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２５８号
東京都世田谷区代沢４丁目17―19　エヌビル３Ｆ
債務者　野間　禎士
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６２６０号
埼玉県富士見市大字水子4648
債務者　櫻井　優子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９４号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷524番地３　シャローム湘南201
債務者　金子　美沙
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０９８号
横浜市鶴見区馬場２丁目22番11号　サンコーポラスⅡ101号、住民票上の住所横浜市鶴見区馬場２丁目22番14号
債務者　近江　勝也
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５３号
岡山市南区東畦128番地２
債務者　西谷実知子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１号
栃木県足利市駒場町743番地８
債務者　新井貴美江
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第６２号
静岡市駿河区手越89番地の１　キャッスル静岡603号、旧住所香川県高松市太田上町338番地
債務者　橘川佳代子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３２号
岡山県赤磐市桜が丘東３丁目３番地121
債務者　守本　浩一
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７９号
岡山市中区中島189番地４　フィノ中島202号
債務者　黒石　由紀
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６０９３号
東京都北区浮間２丁目26―３―109
債務者　荻原　慎二
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部